

NPO広報活動支援補助金

制度新設の趣旨

NPO法人は、新しい公共の担い手として社会貢献活動等での活躍が期待されている。そのような中、財政基盤の脆弱性等の課題を抱えている法人も多く、資金や寄附金の獲得に向け、NPO法人自らが活動内容を積極的にPRし、広く市民や企業の賛同を得ていく必要がある。

市内NPO法人を対象に実施したアンケートでは、約5割のNPO法人が周知活動に高い関心を示しており、資金面やノウハウの支援が必要だというニーズも確認されている。

このような状況や他市の事例等を踏まえ、市内NPO法人が、活動内容の積極的な周知を目的に作成するリーフレットの経費（一部）を支援する補助制度を新設し、本市における「寄附文化の醸成」やNPO法人の寄附金獲得の促進を図るもの。

制度の概要

●予算総額：1,600千円

内訳) NPO法人：20法人×75千円(対象経費の3/4※上限75千円)

認定NPO法人：1法人×100千円(対象経費全額※上限100千円)

※対象法人数は、他市事例やアンケート結果を踏まえ、NPO法人は20法人/年(100法人/5年間)、認定NPO法人は補助対象年度の認定NPO法人数(予定)に設定。

●対象経費

- ・印刷業者等に発注して作成する場合に要する経費(デザイン企画、版下作成、用紙、製本等)

●対象NPO法人

- ・堺市内に事務所があり、堺市内で活動実績があること。
- ・宗教的活動、政治的活動、反社会的活動を行っていないこと。
- ・各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ・過去5年度以内(当該年度を除く)に本補助金の交付を受けていないこと。
- ・認定NPO法人については、認定期間内であること。
- ・法令違反や公益に反する事実等がないこと。等

●主な要件

- ・市が指定する版下(堺市市民活動支援基金のPRイラスト)を必ず使用。
- ・A4サイズのチラシを3000枚以上作成。
- ・イベントや個別事業の周知、配布対象が限定されているものは対象外。
- ・他の補助金、助成金が活用されていないこと。
- ・内閣府ポータルサイトにおいて情報公開を行っていること。

●選考方法：抽選

期待される効果

- ・市内NPO法人の財政基盤強化
 - ・寄附文化の機運醸成
- ・NPO法人の活動に対する理解・関心の向上
- ・「堺市市民活動支援基金(ふるさと納税)」の効率的な周知
 - ・事業報告書等提出など情報公開の促進